

(府労連)

回 答

令和5年6月19日
人 事 局 長

(府労連)

去る令和5年5月26日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、現在、知事部局において検討を行っている人事給与制度改革の取り組みなども含め、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第13のご要求について、「育児部分休業、子育て部分休暇及び介護時間等」と「時間単位年休」の併用取得については、他府県等の状況を踏まえ鋭意検討しているところですが、現在、その対応に苦慮しているところでございます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。